

令和6年度　社会福祉法人水戸市社会福祉協議会　事業計画

I 基本理念（定款第1条）

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、水戸市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化並びに福祉サービス利用者の人格の尊重と能力に応じた地域生活支援により、地域福祉の増進を図ることを目的として事業を行います。

II 基本方針（現状認識と事業の基本的な考え方）

新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類に移行後、社会経済活動はじめ、地域福祉活動やボランティア活動等は急速に従来の形を取り戻しつつあります。しかしながら、コロナ禍によって途切れた活動や顕在化した新たな生活・福祉課題の中には、中長期的な取組を進めていく必要性のあるものも存在しており、更なる高齢化の進行、少子化による人口減少社会とあいまって、既存の制度だけでは解決に至らない状況となっています。

これらの諸問題・諸課題に対し、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、住民相互のつながりの希薄化、核家族化の進行等が指摘されている今、地域住民、事業者、関係団体、ボランティア、行政機関等、全ての市民が、地域共生社会の実現を目指し、地域の一員としてそれぞれの役割のもと、連携し、支えあっていく必要があります。相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されたことによって、市町村における包括的支援体制の構築を進めるための取組が全国各地で展開されていますが、その中でも子どもや若者を中心とした社会環境づくりが重要な柱となっており、様々な困難を抱える子どもや家庭の支援のために、福祉、介護、医療等の連携を図ることが不可欠となっています。

昨年度は市町村社協法制化から40周年の節目を迎え、全国社会福祉協議会においては、市町村社協の現状分析を踏まえた今後の組織・事業のあり方について検討を開始しました。生活困窮者自立支援、権利擁護、総合相談など、果たすべき役割が増す一方、職員体制や財政面での課題も多く、あらためてその組織、事業のあり方についての検討や地域の社会福祉法人組織等との連携・協働の取組促進が必要となっています。

今日、社会福祉協議会は、時代の変化に合わせた新たな戦略をもって経営を行いながら、地域共生社会の実現に向けた協働の中核を担う組織として、その役割と機能を發揮することが求められています。保健・医療・教育・司法関係者や企業、NPO等を含めた幅広く多様なネットワークをつくり、これまで積み重ねてきた実績と特性を活かしながら、新たな課題にスピード感をもって取り組んでいかなければなりません。また、近年多発する大規模な自然災害に対しては、行政を中心にして、社会福祉協議会、福祉関係者等は、発災時

における支援や生活再建に向けた被災者支援のために、平常時から連携し、災害に備えるとともに、災害ボランティアセンターを設置した際は、速やかな初動期の対応や長期的支援を見据えた協働型の災害ボランティアセンターの運営が求められています。

本会においても、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせる、「福祉のまち水戸」の実現に向けて、多様な主体が連携し、身近な困りごとを受け止め、支えあう地域づくりの取組を進めるとともに、高齢者、障害者、生活困窮者、子ども等福祉サービス利用者の人格、能力及び個性を尊重した地域生活支援を推進していきます。また、安定的かつ継続的に組織運営、事業展開を図るため、組織・財政・事業等の課題の明確化に基づく経営基盤強化への取組や福祉施設のあり方に関する検討も推進していきます。

令和6年度は、2024（令和6）～2028（令和10）年度の5年間の「第4次水戸市地域福祉活動計画（福祉のまちづくり推進計画）」及び「第4次水戸市社会福祉協議会中期経営計画」が新たにスタートします。社会情勢や地域福祉を取り巻く状況をしっかりと捉え、生活・福祉課題の解決に向けた資源を創出する「連携・協働の場」になることを目指すとともに、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて、各部門における実施事業を重層的、包括的かつ効果的に取り組んでいきます。

III 重 点 目 標（法人及び各部門の目標）

- 1 住民主体の方針に基づき一人一人の想いと行動が尊重される、誰もが安心して自分らしく暮らせる「福祉のまち水戸」の実現を目指します。（法人全体）
- 2 すべての役職員は、視点（「社協職員行動原則」「倫理綱領・行動規範」）の共有を図りながら、各部門に求められる知識・スキルの研鑽を深めるとともに、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。（法人経営部門）
- 3 誰もが支えあう新たな地域づくりを推進するために、本会支部を中心とした活動を進めるとともに、地域の各種団体との連携・協働による取組を広げ、地域のつながりの強化に努めます。（地域福祉部門）
- 4 市民の福祉意識の醸成を図るとともに、ボランティア活動の振興を図ります。（地域福祉部門）
- 5 相談支援に関する知識・スキルの向上及び関係機関とのパートナーシップの確立を推進し、地域住民のあらゆる生活・福祉課題を受け止め、相談・支援活動、権利擁護支援等に対応します。（相談支援・権利擁護部門）
- 6 施設・事業所の利用者及び家族等の意向を尊重し、必要に応じて意思決定支援ガイドライン（認知症高齢者／障害者）を取り入れながら個別支援を実践するとともに、地域住民としての生活の質の向上を目指したサービス提供を行います。（介護・生活支援サービス／就労支援サービス部門）

IV 実施事業

1 法人経営部門【法人運営・事業経営／社協事業全体のマネジメント業務】

【担当部署：総務企画課】

社会福祉法人制度改革に伴うガバナンス（統治方法）の強化、災害対応や不祥事防止等のためのリスク管理、人材確保・育成・定着を進めるための人事・労務管理、会計を通じて経営実態を把握し、業績評価と意思決定を行う財務管理等、法人の経営管理の重要性が増しています。法人経営部門は、庶務・経理といった総務部門だけではなく、事業全体の管理や総合的かつ計画的な事業執行といったマネジメント業務にあたります。

（1）理事会、評議員会、委員会等の役割強化

本会の組織運営をはじめ、事業計画・予算及び事業報告・決算等運営全般の審議を行うとともに、各機関間（理事会、評議員会、監査）の相互牽制機能の強化に努めます。

- ア 理事会、評議員会、委員会の開催
- イ 評議員選任・解任委員会の開催
- ウ 監査

（2）第4次水戸市地域福祉活動計画（福祉のまちづくり推進計画）及び第4次水戸市社会福祉協議会中期経営計画の推進【新規】

（3）広報啓発事業

本会の各種事業や地域での福祉活動を広く市民に情報提供し、社会福祉への理解を図るため啓発を推進します。また、社会福祉活動に協力援助された方々を顕彰し、市民福祉の向上を図ります。

- ア 第55回水戸市社会福祉大会の開催（市補助事業）
社会福祉への理解を図るための啓発のひとつとして開催します。
- イ 社会福祉功労者等の顕彰
社会福祉活動にすぐれた働きをした方及び社会福祉活動に協力援助した功績顕著な方に顕彰を行います。
- ウ 様々な媒体を活用した積極的な広報活動
 - (ア) 広報紙「みんなのしあわせ」（年4回発行）を活用した情報提供
紙媒体の特性を活かした内容の充実を図り広報紙の編集発行を行います。
 - (イ) ホームページを活用した情報提供
インターネットでの広報活動は、ホームページを中心に発信し、常に新

しく、有益な情報の提供を行うとともに、法令に基づく情報公開（現況報告書等）を進め、社会福祉法人としての説明責任を果たします。

(ウ) SNS・動画を活用した情報提供

迅速かつ広範囲な情報発信については、Facebook（フェイスブック）やX（エックス）（旧Twitter（ツイッター））、Instagram（インスタグラム）、LINE（ライン）、（YouTube（ユーチューブ））を活用し、個人情報の取り扱いに留意しながら幅広い世代へ情報提供を行います。

エ みんなの福祉のまちづくり憲章の活用

市民の皆様に日頃から福祉への関心と福祉のまちづくりに目を向けていただくとともに、みんなの力で福祉のまち水戸を目指すため、地域のイベントや会議集会等で憲章の唱和を行い、福祉のまちづくり意識の高揚を図ります。

(4) 「水戸市福祉ボランティア会館」の運営（市より指定管理）

水戸市の指定管理を受け、福祉ボランティア会館の部屋の貸出しや福祉ボランティア活動の事業推進を行います。

(5) 役職員研修会の開催及び参加

役職員の資質の向上を図るための研修を企画、開催するほか、関係団体が開催する研修会に積極的に参加します。

(6) 働き方改革への取り組み

職員が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を実現できるようにするため、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得推進、非正規職員の処遇改善等に取り組みます。

(7) 事務処理の見直し【重点】

電子帳簿保存法等の電子化が始まり、今後も各方面で電子化が進むなか、本会においても事務効率化や合理化を念頭に電子化を進めます。

2 地域福祉部門【地域福祉活動推進事業・ボランティア活動振興事業】

【担当部署：地域福祉課】

人口減少や少子高齢化の進行、世帯構造の変化等により、家族や地域の支え合い機能が低下している中で、支援を要するひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、子育て世帯等が増加していることから、これまで以上に、地域住民同士が、ともに支えあう体制づくりが求められています。

地域福祉部門では、より身近なご近所のつながりを継続できるよう、本会支部

を中心に、地域住民や地域組織団体等と連携を図り、日常生活圏での課題解決に取り組むとともに、自然災害に見舞われた場合も想定し、誰もがともに支えあう新たな地域づくりを推進します。また、新たなボランティアの育成及び現役ボランティアの活動支援を図っていきます。

(1) 水戸市社会福祉協議会会員会費募集 【重点】

市民の皆様に会員会費による地域福祉活動を推進する本会事業に理解促進を図り、会員拡大、特に特別・賛助・団体会員の拡充に努めます。

(2) 水戸市社会福祉協議会支部活動・地域でつながる支えあい活動の推進

【重点】

ブロック支部長会の定期的な開催により、支部間の交流を促進し、地域の課題を共有することで、社協支部活動の活発化を図ります。また、小学校区ごとに「地域いきいきコミュニティトーク」を開催し、地域の強みから課題を抽出し、解決に向けた具体的行動へ繋がるよう支援します。さらに、「地域いきいきコミュニティトーク」の中で、提案されたアクションプランの実現のため、「(仮称) ふらっと場」を開催するなど、世代を問わず様々な住民が集える場づくりなど、多様な考えを持つ住民同士がつながり支えあう地域づくりを進めます。

ア 支部長連絡協議会の運営

イ 支部活動費助成

ウ 新任支部長研修会・支部役員研修会の開催

エ 支部活動促進事業

オ 地域いきいきコミュニティトークの開催

カ (仮称) ふらっと場の提供 【新規】

(3) 生活支援体制整備事業（市より受託）【重点】

誰もがともに支えあう新たな地域づくりの推進を図るため、支部、地域住民、地域組織、行政、各種団体、企業等と連携し、地域課題を協議し、解決に向けた事業への取り組みを支援します。

(4) 地域福祉推進・敬老慶祝事業『「福寿のつどい」～出会い ふれあい ささえあい 感謝とともに～』（各地域主催団体と共に）【重点】

長きにわたり地域において親しまれていた「敬老会」から、地区福祉推進・敬老慶祝事業として「福寿のつどい」を開催しています。これまで多年にわたり、社会にご尽力いただいたことに感謝と敬意を表し、長寿を祝う事業です。福寿のつどいは、参加者が一堂に会し懇談を行うことで、外出と地域交

流により、地域活動に目を向けてくださるきっかけづくりとなるよう、地域福祉の促進を期待します。

(5) 高齢者福祉関係

ア 第51回金婚祝賀会の開催（市と共に）

水戸市民会館を会場に、結婚50年を迎えるご夫妻を招待し、祝賀会を開催します。

イ 高齢者慶祝事業

満88歳を迎える方に対し、米寿の祝詞をお送りします。

ウ 愛の定期便事業（市より受託）

見守りが必要なひとり暮らしの高齢者に対し、近隣の協力者により、乳製品を配達しながら安否確認や孤独感の解消を図ります。

エ 高齢者クラブ事業補助（大会・作品展・芸能発表会）

水戸市の高齢者クラブが行う事業への補助を行います。

オ 「水戸市いきいき交流センター」の運営（8施設）（市より指定管理）

水戸市いきいき交流センター（柳堤荘・あかね荘・葉山荘・長者山荘・常澄・ふれしあ・あじさい・あかしあ）の施設管理運営を行います。

市内の60歳以上の方に、地域の窓口としての開かれたセンター運営に努めます。生きがいのある生活を送っていただくため、各種教養講座等を開催し、介護予防事業や広く地域との連携を図れるような多世代交流事業や健康講座などを行います。また「あかしあ」では子育て支援事業も行います。

(ア) 各種教養講座 (イ) 健康相談 (ウ) 8センター合同の教室講座作品展示会及び発表会 (エ) 陶芸窯の管理運営 (オ) 研修室等の貸出 (カ) 公衆浴場の運営 (キ) 介護予防事業（健康講座等） (ク) 売店の設置 (ケ) 多世代交流事業 (コ) 子育て支援事業（あかしあ）

カ 水戸市高齢者生活支援サポーター養成研修事業（市より受託）

要支援者等の介護予防及び地域における自立した日常生活の支援を図るため、掃除、洗濯、買い物支援などに係るサービス（「生活支援サービス」）の担い手（「高齢者生活支援サポーター」）を養成することを目的とした研修を行います。

キ 福祉台帳の整備

市内の援護を要するひとり暮らし高齢者等の現況確認を目的とした、
福祉台帳の整備を行うとともに支部活動につなげます。

(6) 児童・母子父子福祉関係

ア 交通遺児就学奨励金贈呈（県社協より受託）

小中学校及び高等学校を卒業する交通遺児に対して、就学奨励金を贈呈します。

イ 次世代人財育成推進事業補助

次世代の人材を育成する事業（「水戸市サブリーダーズ会（高校生会）」へ補助を行います。

(7) 障害者（児）福祉関係

ア ふれあいのひろば（ふれあいのひろば実行委員会主催）補助

イ 障害者機能回復訓練事業（水戸市障害者（児）福祉団体連合会主催）補助

ウ 肢体不自由児者野外訓練事業（水戸市肢体不自由児者父母の会主催）補助

エ 水戸市身体障害者スポーツ・レクリエーション大会（市・市障連と共に）

身体障害者がスポーツ・レクリエーションを通じて体力の増強を図ることとも、積極的な自立と友愛の輪を広める大会運営を行います。

オ 盲導犬等飼育管理補助

(8) 福祉機器貸与事業

寄贈のあった福祉機器（車いす）を高齢者や身体に障害がある方などに短期的な貸与を行います。

(9) 「心配ごと相談所」の運営

市民福祉の増進を図るため、日常生活のあらゆる心配ごとや悩みごとに応ずる相談所を開設します。

(10) 歳末たすけあい援護事業

共同募金運動の歳末たすけあい募金の配分金により、在宅で援護を必要としている世帯及び歳末地域たすけあい事業への援護金の助成を行います。

(11) 地域福祉活動団体支援（地域福祉活動費）

地域福祉活動の推進を図るため、共同募金運動協力団体への支援を行います。

(12) ふれあいサロン・子育てサロン・多世代交流サロン助成事業

地域の人たちがお互いに支え合いながら生活することのできる仲間作り

の場となる「ふれあいサロン（高齢者や障害者）」、「子育てサロン（子育て中の親など）」及び「多世代交流サロン（多世代交流事業）」の設置・運営を支援するとともに、運営費の助成を行います。

(13) 地域ささえあい活動助成事業

地域で暮らす住民同士のささえあい活動をとおして、共生社会を推進することを目的として実施される活動に対して運営を支援するとともに、運営費の助成を行います。

(14) 社会福祉関係団体等事業への参加協力及び補助

社会福祉を推進する団体が行う各種の事業などへの参加協力及び事業への補助を行います。

(15) 共同募金運動の協力【重点】

社会福祉法人茨城県共同募金会が行う「共同募金・歳末たすけあい募金」「テーマ型募金」運動に協力します。また、災害発生時には、「被災地義援金募金」に協力します。

(16) 水戸地区社会福祉法人連絡会の運営

社会福祉法人相互の情報提供と協力による、地域貢献活動推進のため連絡会の運営支援を行います。

(17) 「ボランティアセンター」の運営

住民のボランティア活動拠点となるボランティアセンターの運営を行います。

(18) ボランティア振興事業【重点】

ボランティアに関するニーズ把握・相談・広報啓発・情報提供やボランティア各種講座等の開催及び活動助成を行います。

ア ボランティア相談の開設

イ ボランティアセンター広報啓発事業

(ア) ボランティアセンターだより発行（年4回）

(イ) ボランティア活動関連ホームページの更新

(ウ) SNS（Facebook（フェイスブック）／X（エックス）（旧Twitter（ツイッター））／Instagram（インスタグラム）／LINE（ライン））による情報発信

ウ ボランティアサークル等研修会・連絡会の開催

登録ボランティアサークル等への研修会と連絡会を開催します。

エ ボランティア養成講座の開催

(ア) 夏休み親子チャレンジボランティア体験講座

市内の小学生と保護者を対象にボランティアについて学びます。

(イ) こどもたちのボランティア活動推進講座「mitoこどもボランティア隊」

市内の小学生が様々なボランティア活動を年間通して行います。

(ウ) 地域活動ボランティア養成講座

高齢化などによるボランティア人材の減少課題の解決に向け、次世代におけるボランティア人材の掘り起こしと趣味や技能を活かせる内容の講座を開催します。

オ 福祉体験教室・パソコン相談の開催

(ア) 手話体験教室

(イ) 点字体験教室

(ウ) 要約筆記体験教室

(エ) 福祉用具体験

(オ) パソコン相談

カ 福祉活動機材等貸与事業

綿菓子機・ポップコーン機・かき氷機・アイマスク、白杖・点字器・ミュージックベル等の福祉活動機材の貸与を行います。（一部有料）

キ ボランティアサークル等活動費助成事業

(ア) ボランティアサークル活動助成

(イ) ボランティア活動保険助成

ク 水戸市ボランティア連絡協議会の支援及び助成

水戸市福祉ボランティア会館で開催されるボランティアまつりinミオス等、水戸市ボランティア連絡協議会活動を支援及び助成します。

ケ ボランティアサークル活動パネル展の開催

水戸市福祉ボランティア会館等を会場にボランティア体験月間（7月～8月）にボランティアサークルの活動を紹介するパネル展を開催します。

コ ボランティア活動保険及びボランティア行事保険加入促進

サ 物品の預託及び配分

シ 茨城県央ボランティア連絡会の参加協力

県央地区（水戸市・笠間市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町）のボランティア活動の振興を図り研修交流会等に参加します。

ス 障害者グループ外出支援事業

障害者のグループ活動を支援するため、障害者グループ外出支援奉仕員を派遣し、障害者の社会参加を促進します。また、奉仕員養成講座を開催します。

(19) 「災害ボランティアセンター」の運営

有事の際に、災害ボランティアセンターの円滑な設置と運営ができる体制づくりと他市町村の災害ボランティアセンター運営に対し、積極的な人的応援を行います。

3 相談支援・権利擁護部門【担当部署：相談支援課】

高齢者、障害者及び生活困窮者などからのあらゆる福祉相談の窓口として、相談者の立場に立って対応します。

(1) 「水戸市基幹相談支援センター」の運営（市より受託）【重点】

基幹相談支援センターを東部、西部に1か所ずつ設置し、地域における総合的な相談支援を行いつつ、中核的な役割を担う機関として、障害福祉サービス事業所や地域の相談機関との連携を図り、地域で暮らしやすいネットワークづくりに努めます。また、障害福祉サービスの利用方法の相談や、8050問題等の複合的な相談内容に対応できるよう、相談援助技術の向上に努めます。そのため、基幹相談支援センターの周知や関係機関との連携を引き続き実施するとともに、障害福祉分野以外の専門職員との関係構築に努め、研修会や事例検討会等で共同開催できるような企画を実施していきます。

(2) 「水戸地区障害者就業・生活支援センター」の運営

ア 雇用安定等事業（国より受託）

国（茨城労働局）から受託し、働きたいと就職を希望する方の相談及在職者の職場巡回をし、職場定着支援や企業からの相談を行います。また、新規就職者をコロナ禍の影響が出る以前の人数になるように支援するとともに、就職してから1年未満対象者の就労定着支援は引き続き強化していきます。さらに、令和3年度から実施している地域の就労支援力の底上げのために、企業や就労支援事業所とのネットワークを形成するための交流会を開催し、関係機関と連携しながら地域の就労支援力の向上を図ります。

イ 生活支援等事業（県より受託）

茨城県から受託し、一般就労しながら地域生活をしていくための相談と生活支援を行います。

（3）生活困窮者支援事業

ア 「生活困窮者自立相談支援室」の運営（市より受託）【重点】

生活困窮者自立支援法に基づき、「自立相談支援事業」、「住居確保給付金」、「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」、「子どもの学習・生活支援事業」、また、令和6年度から新たに「一時生活支援事業」を行います。

（ア）生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者から広く相談を受け付け、必要な情報の提供や助言をするとともに支援の種類・内容等を記載した計画を作成し、就労支援及び本人の自立に向けた関係機関との連携により、適切な評価確認を行いながら包括的、継続的な支援を行います。

（イ）住居確保給付金の相談、受付

離職・廃業等で所得が減少することで、現在の住宅への居住が困難になり就職を容易にするために住居確保が必要な者の相談、申請受付及び受給者への継続支援を行います。

（ウ）就労準備支援事業

生活困窮者のうち、就労意欲、生活能力及び社会適応能力が低い等の就労に向けた課題を抱える者に対して、集中的かつ計画的な支援及び就労体験等を通じた訓練を行うことにより、就労意欲の喚起及び就労に必要な基礎能力の形成を図り、一般就労に繋げることを行います。

（エ）家計改善支援事業

家計に課題を抱える生活困窮者の相談に応じ、家計状況を明らかにし、生活の再生に向けた意欲を引き出した上で専門的な助言を行います。

（オ）生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業

貧困の連鎖を防止し、子どもが将来自立した生活ができるように、生活困窮世帯の児童生徒に対する学習支援や居場所づくりを行い、その設置運営、関係機関との連携及び保護者への情報提供、助言を行います。

（カ）一時生活支援事業【新規】

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むために必要となる物資の貸与又は提供等を行うことで、生活の再建及び安定した生活への移行

を支援します。

イ その他生活困窮者支援事業

(ア) ボランティア養成講座により発足した子ども食堂「Cookぼーの」との連携による、生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業に係る利用者に食の支援を実施します。

(イ) 生活困窮者等を食の面から支援する事業を行う団体（子どもフードパントリー水戸実行委員会）へ支援を行います。

(4) 相談支援及び資金貸付事業

ア 生活福祉資金貸付事業（県社協より受託）

低所得者・障害者又は高齢者に対し、経済的自立及び社会参加の促進による安定した生活を目的として、資金の貸付と必要な相談支援を行います。

イ 貸付金償還督促業務の実施（同和対策福祉資金・生活つなぎ小口資金）
貸付の未償還者への督促相談と償還に関する事務を行います。

ウ 生活福祉資金特例貸付フォローアップ支援事業（県社協より受託）【重点】

緊急小口資金等の特例貸付について、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対して、自立相談支援機関との連携による訪問等のアウトリーチや相談支援の際の償還免除や償還猶予、少額返済の案内などのフォローアップ支援を行います。

(5) 「権利擁護サポートセンター」の運営【重点】

権利擁護サポートセンターは、認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力に支援を要する方の権利を擁護するとともに、権利が損なわれないように相談に応じることにより、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように支援を行います。

ア 県央地域成年後見支援事業（広域中核機関を含む）（市より受託）

連携中枢都市圏構想により、県央地域の市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）が連携し、関係機関を含め、権利擁護支援を目的とした地域連携ネットワークの構築を図ります。また、成年後見制度の普及啓発、相談支援、利用促進（法人としての成年後見人等受任を含む。）、後見人の支援、広域中核機関の共同設置・運営を行い、成年後見制度利用の拡充に努めます。

イ 日常生活自立支援事業（県社協より受託）

判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的な金

錢の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続きを行うとともに、年金手帳や預金通帳等の預かりを行います。

(6) 「在宅福祉サービスセンター」の運営（自主事業）

ア 指定居宅介護支援事業

加齢や疾病などで介護を必要とする方の相談を受け付け、介護保険認定申請等の手続きを代行します。介護保険を利用する介護の必要な方や家族の要望を尊重し、心身の状態や家庭の状況等を考慮しながら、住み慣れた地域で自立した生活を営むための介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、支援します。

また、特定事業所として地域における居宅介護支援事業所への貢献と、後進育成に取り組むとともに、研修への参加や他機関・多職種の助言などにより、マネジメントの質の向上を行います。

4 介護・生活支援サービス部門【担当部署：生活支援課】

高齢者、障害者、未就学児を対象とした幅広い範囲の事業を実施します。利用者ひとり一人の人権尊重を基本とし、より良いサービス、安全・安心なサービスの提供に努めます。また、感染症対策については、引き続き必要な措置を講じ、事業所間の情報を共有し、連携して対応してまいります。

(1) 「水戸市身体障害者生活支援施設いこい」の運営

（市より指定管理・指定障害者支援施設・指定障害福祉サービス）

主に身体障害者を対象とし、24時間体制で健康で充実した日常生活が送れるよう、入所支援、生活介護及び短期入所のサービスを提供します。

利用者の重度化、高齢化に伴うサービス内容の見直しを継続して行い、個々の充実した支援を実施します。短期入所事業については、水戸市と連携し、緊急一時保護等の受入れを含めて行っていきます。また、就労している障害者のボランティア受入れの拡充に努めます。

(2) 「水戸市立開江老人ホーム」の運営（市より指定管理・養護老人ホーム）

自治体からの措置により、比較的身辺自立のできる高齢者を対象に、生活支援、保健衛生、余暇活動等のサービスを24時間体制で提供します。

行事については、利用者が積極的に参加できるような内容を企画実施し、クラブ活動についても利用者の自主性を尊重し、支援してまいります。

(3) 「水戸市福祉作業所むつみ」の運営

(市より指定管理・指定障害者福祉サービス)

主に在宅の重度知的障害者を対象とし、生活介護事業では利用者一人ひとりの特性に応じた個別及び集団の支援を行います。また、自立訓練事業については、在宅の要支援者を訪問し通所支援に繋がるよう支援します。

強度行動障害に重点を置いた研修を重ねることで、重度の知的障害者と強度行動障害のある利用者への支援の充実につなげます。また、利用者の高齢化に配慮し、きめ細かな個別支援を実施します。

(4) 「水戸市身体障害者福祉センターつどい」の運営

(市より指定管理・指定障害福祉サービス)

主に在宅の身体障害者を対象とし、生活介護事業では、介護とともに個別及び集団の活動を提供することにより、支援の充実を図ります。また、利用者の高齢化・重度化に対応できるよう、研修等に積極的に参加し、職員のスキルアップを図ります。さらに、特別支援学校との連携を図ることで、新たな利用者の増加に努めます。

福祉センター事業では、市内居住の障害者とその付添い家族を主な対象に、各種文化講座を開催します。また、地域交流や福祉講演会などの事業を行い、福祉啓発に努めます。

(5) 「水戸市身体障害者デイサービスセンターあかつか」の運営

(市より指定管理・指定障害福祉サービス)

主に在宅の身体障害者を対象とし、個々の障害に応じた送迎、入浴、給食等のサービス、機能訓練や行事等について個別支援計画に基づいた支援を行います。

利用者の状況・意向に沿った介護機器利用や機能訓練を進めます。また、活動を地域に発信し、利用者の増員を図ります。

(6) 「水戸市老人デイサービスセンターあかつか」の運営

(市より指定管理・指定居宅サービス事業)

在宅の要支援・要介護高齢者を対象とし、必要に応じた介護と、送迎、入浴、給食等のサービス、集団及び個別機能訓練や季節に応じた行事など、本人のニーズに合わせた支援を行います。

利用者の状況と意向を把握し、適切な個別介護計画を作成し、安全安心な支援を提供します。

また、活動を地域に発信し、利用者の増員を図ります。

- (7) 「一時預かり事業所あかつかスマイルキッズ」の運営（市の補助事業）
子育て世代を対象とし、保護者の安心な育児と児童の健全な育成を図るために未就学児の一時預かり保育を行い、併設する身体障害者・老人デイサービスセンター利用者との交流による共生型福祉事業を行います。
職員のスキルアップを図り、お子さんの年齢にあった保育を目指します。
また、活動を地域に発信し、利用者の増員を図ります。
- (8) 「水戸市障害者教養文化体育施設水戸サン・アビリティーズ」の運営
(市より指定管理)
障害のある方を対象とし、体育室・多目的室等の貸し出し及び健康増進や交流を目的としたふれあい講座を開催します。
ふれあい講座の充実と、市民の皆様が利用しやすい運営を行います。
- (9) 「介護保険認定調査室」の運営（市より受託）
指定市町村事務受託法人として、介護保険要介護認定区分の新規及び更新調査等を行います。
調査依頼に対して速やかに申請者等と連絡を取り、適切に調査ができるよう調整を行います。また、各調査員が均質な調査を行えるよう、研修等を通じた調査技術の向上を図ります。
- (11) 「訪問サービス事業所みらい」の運営
(自主事業・指定障害福祉サービス)
在宅の障害者を対象とし、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・移動支援及び福祉有償運送事業を行います。
登録ヘルパー増員によるサービス提供体制の強化と、安定した経営について取り組みます。子育て世代や後期高齢者の利用者など、様々な利用者に対応できるよう、研修等を行い、職員のスキルアップを図ります。
- (12) 第36回愛パーク祭の開催（自主事業）
水戸市を始め近隣市町村の地域の皆様への感謝と、障害のある人々が主役として楽しむことのできるふれあいの場を目指して開催します。

5 就労支援サービス部門【担当課：就労支援課】

意思決定支援ガイドラインに沿い、利用者個々の希望を十分に把握し、より良いサービスの提供に努めます。利用者の作業意欲を増進させるとともに、自主製作品の販売促進につなげ、工賃向上を図ります。また、利用者の重度化、高齢化に伴い、送迎サービスの拡大実施に向け検討協議を進めます。

(1) 「水戸市身体障害者就労支援施設のぞみ」の運営

(市より指定管理・指定障害福祉サービス)

主に身体障害者を対象とし、作業種目として、印刷・縫製・軽作業を行い、就労移行及び就労継続B型事業のサービスを提供します。

意思決定に基づいた個別支援計画を作成し、サービスの質と支援力の向上に努めるとともに、関係機関と連携、協力し安心して地域生活が送れるよう支援していきます。

安定した施設運営のため、新規利用者獲得に向けて相談支援事業所等への積極的な営業活動等を行うと共に、送迎ルートを拡大する等様々なニーズに応えるよう努めます。

工賃向上に向けて、販路の拡大や新規取引先の確保等を積極的に行うとともに、経費削減や作業工程等の見直しを行います。

(2) 「水戸市知的障害者就労支援施設はげみ」の運営

(市より指定管理・指定障害福祉サービス)

主に知的障害者を対象とし、作業種目として、クッキー・園芸・軽作業を行い、就労継続B型事業のサービスを提供します。

原材料費の高騰に対しては、経費及び原価計算を精査し、販売価格の見直し等に取り組むとともに、販路の開拓や新たな商品開発等法人内事業所と連携して検討します。

利用者の意思決定と参加意識、達成感に配慮した利用者支援を行います。

(3) 「水戸市知的障害者就労支援施設みのり」の運営

(市より指定管理・指定障害福祉サービス)

主に知的障害者を対象とし、作業種目として、パン・クッキー製造販売と清掃受託作業を行い、就労継続B型事業のサービスを提供します。

利用者の工賃額維持・向上のために法人内事業所や関係機関と連携し、安定的・継続的な受注に努めます。

利用者の高齢化等による心身の変化に適切に対応し、安定した環境の中で活動できるように支援します。また、家族との連携を図りながら、利用者の意思に沿った支援を行います。

(4) 「就労支援事業所水戸市リサイクルセンター」の運営

(市より受託・指定障害福祉サービス)

主に知的障害者を対象とし、空きビンの色選別作業を行い、就労移行及び就労継続A型事業のサービスを提供します。

送迎コースの見直しを行い、利用者の安全と利便性を高めます。また、新規利用者にも利用しやすい送迎環境を目指します。

就労しながら充実した地域生活が送れるよう、関係機関と連携し、移動支援等の生活支援や余暇活動の充実を本人の意思決定を尊重しながら行います。一般就労先企業と連携し、就職した方々をボランティアとして施設で受け入れ、課題や情報を共有し安定した一般就労の継続を図ります。

(5) 「就労支援事業所あかつか」の運営

(市より受託・指定障害福祉サービス)

主に知的障害者を対象とし、水戸市福祉ボランティア会館の清掃や喫茶はーとの運営、ごみ収集作業を行い、就労継続B型事業のサービスを提供します。

利用者の意思決定の尊重や障害特性、作業能力に合った作業内容と作業時間の見直しと、安全な環境づくりに努めます。また、職員間・関係機関との利用者情報の共有を充実させ、利用者の高齢化対応と多様化する障害に適した利用者支援を、家族や関係機関との連携を図りながら行います。

(6) 知的障害者等生活訓練事業（市より受託）

主に知的障害者を対象にした余暇活動及び生活訓練を土曜日又は日曜日に行います。

自立と社会参加の促進を図るため、日常生活及び社会生活に必要な生活面での活動支援を行います。

※【新規】は新規事業、【重点】は重点事業を表します。